

市議会 全員協議会 資料	
月 日	平成29年2月24日
担当課	総務部 中核市推進局 健康・子育て推進局 保健所準備室

中核市移行に係る進捗状況について

番号 …… 全員協議会 (H28. 12. 2) から加筆等を行った項目

[資料ページ]

1	中核市移行に係る経緯	1
2	国（総務省・厚生労働省）の事前ヒアリングについて	6
3	第7回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について	8
4	移譲事務等の概要	9
5	例規整備の概要	12
6	審議会等附属機関の設置の概要	14
7	施設等の整備計画	15
8	外部監査制度	20
9	中核市移行に伴う組織体制と人材の確保	21
10	市財政への影響（推計）	27
11	今後のスケジュール	29
12	住民周知・広報の取り組み	31

1 中核市移行に係る経緯 【これまでの経緯（平成28年度）】

(◆市議会関係 ●県(協議会等)関係 ◎市(推進本部等)関係)

時 期	中核市移行準備等
4月1日	<p>中核市移行推進に向けた組織体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中核市推進監」を「中核市推進局」とし、職名としての「中核市推進監（部長級）」を「局長（部長級）」に、同局「参事（課長級）」を「局次長（課長級）」に変更 ●鳥取県に保健師1名を研修派遣。鳥取県より人事交流として保健師1名の派遣を受ける。 <p>市報：4月号による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核市お知らせコーナー⑨「中核市になるとどう変わる？[保健衛生分野③]」
4月5日	<p>新規採用職員研修において中核市移行に関する概要説明</p> <p>県東部庁舎に係る事務打ち合わせ</p>
4月7日	◎鳥取市中核市移行推進本部幹事会〔第12回〕
4月13日	◎鳥取市中核市移行推進本部 幹事会（例規整備WG）〔第2回〕
4月14日	●保健所の設置準備に係る進捗状況及び今後の予定に関する意見交換（東部福祉保健事務所・東部生活環境事務所）
4月15日	◎鳥取市中核市移行推進本部 幹事会（電算システムWG）〔第5回〕
4月19日	●鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会〔第5回〕
4月28日	茅ヶ崎市視察（中核市推進局、保健所準備室）
5月1日	<p>市報：5月号による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核市お知らせコーナー⑩「中核市になるとどう変わる？[保健衛生分野④]」
5月26、27日	<p>鳥取市の中核市移行 職員研修会 開催（於：人権交流プラザ 約500名参加）</p> <p>(1) 講演 演題 「中核市移行と新たな広域連携」 講師 総務省 自治行政局 市町村課 課長補佐 木本光彌 氏</p> <p>(2) 鳥取市の取り組み説明</p>
5月31日	●保健所（暫定施設）の整備に係る意見聴取（東部福祉保健事務所）
6月1日	<p>市報：6月号による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核市お知らせコーナー⑪「中核市になるとどう変わる？[保健衛生分野⑤]」
6月3日	◎鳥取市中核市移行推進本部 幹事会（電算システムWG）〔第6回〕

6月10日
(6月議会
本会議)

◆鳥取市議会全員協議会
・中核市移行に係る進捗状況について

6月21日

●県市文教会（教職員研修関係）関係者打ち合わせ会議

6月27日

市：政策推進会議（鳥取市保健所（暫定施設）の整備方針について）

◎鳥取市中核市移行推進本部幹事会〔第13回〕

7月1日

市報：7月号による広報

・中核市お知らせコーナー⑫「中核市移行へ向けた具体的なスケジュール」

地域づくり懇談会〔倉田地区〕にて概要説明

7月5日

●県東部庁舎の施設備品等の賃貸に係る関係者調整会議

7月6日

地域づくり懇談会〔醇風地区〕にて概要説明

7月7日

●保健所（駅南庁舎）の整備に係る意見聴取
（東部福祉保健事務所・東部生活環境事務所）

7月8日

地域づくり懇談会〔城北地区〕にて概要説明

7月12日

地域づくり懇談会〔大和地区〕にて概要説明

7月13日

●県東部庁舎の施設備品等の賃貸に係る関係者調整会議（情報・通信関係）

7月15日

地域づくり懇談会〔瑞穂地区〕にて概要説明

7月20日

地域づくり懇談会〔成器地区〕にて概要説明

7月21日

◎中核市移行調整状況等の各課等ヒアリング（～7/27）

7月22日

地域づくり懇談会〔富桑地区〕にて概要説明

7月25日

「東部生活環境事務所関係団体連絡会」で中核市移行概要説明

7月29日

地域づくり懇談会〔中郷地区〕にて概要説明

8月1日

市報：8月号による広報

・中核市お知らせコーナー⑬「中核市になるとどう変わる？[環境分野①]」

8月2日

地域づくり懇談会〔米里地区〕にて概要説明

8月4日	奈良市視察（駅南庁舎健康・子育て機能検討WGほか）
8月5日	地域づくり懇談会〔松保地区〕にて概要説明 「ミニのぼり旗」を市の窓口等に設置
8月9日	地域づくり懇談会〔国英地区〕にて概要説明
8月17日	地域づくり懇談会〔大正地区〕にて概要説明
8月19日	地域づくり懇談会〔明德地区〕にて概要説明
8月23日	地域づくり懇談会〔豊実地区〕にて概要説明
8月26日	地域づくり懇談会〔湖山西地区〕にて概要説明
8月30日	●鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会〔第6回〕 地域づくり懇談会〔美保南地区〕にて概要説明
8月31日	保健所（暫定施設：さざんか会館）整備に関する説明（→社協・ボラセン）
9月1日	市報：9月号による広報 ・中核市お知らせコーナー⑭「中核市になるとどう変わる？[環境分野②]」
9月2日 (9月議会 本会議)	◆鳥取市議会全員協議会 ・中核市移行に係る進捗状況について
9月20日	●県東部庁舎の施設備品等の賃貸に係る関係者調整会議
9月29日	◎鳥取市中核市移行推進本部幹事会〔第14回〕
10月1日	市報：10月号による広報 ・中核市お知らせコーナー⑮ 「中核市になるとどう変わる？[都市計画・まちづくり分野①]」
10月4日	地域づくり懇談会〔浜村地区〕にて概要説明
10月11日	●鳥取市の中核市移行に係る県・市・4町行政担当者意見交換会 (生活・環境部門)
10月12日	●鳥取市の中核市移行に係る県・市・4町行政担当者意見交換会 (福祉・保健・医療部門)

	地域づくり懇談会〔修立地区〕にて概要説明
10月14日	地域づくり懇談会〔東郷地区〕にて概要説明
10月15日	●鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会（八頭町）※ 県主催（市も同席）
10月19日	●中核市移行後の災害医療救護に関する担当者意見交換会
10月21日	市長定例記者会見：中核市移行に向けての動き～中核市移行シンポジウムの開催
10月24日	●鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会（岩美町）※ 県主催（市も同席）
10月25日	●鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会（智頭町）※ 県主催（市も同席）
10月29日	●鳥取市への保健所業務等の委託に係る住民説明会（若桜町）※ 県主催（市も同席）
11月1日	市報：11月号による広報 ・特集：中核市移行をめざして ・中核市お知らせコーナー⑩ 「中核市になるとどう変わる？[都市計画・まちづくり分野②]」
11月4日	地域づくり懇談会〔青谷地区〕にて概要説明
11月4、5日	ケーブルテレビによる広報 ・「中核市をめざして」
11月7日	◎鳥取市中核市移行推進本部〔第11回〕
11月8日	東部医師会にて概要説明
	地域づくり懇談会〔鹿野地区〕にて概要説明
11月10日	松江市視察（中核市推進局、保健所準備室）
11月11日	地域づくり懇談会〔宮下地区〕にて概要説明
11月15日	鳥取市政顧問会にて概要説明
	地域づくり懇談会〔西郷地区〕にて概要説明
11月16日	●職員組織等に関する意見交換会
11月18日	地域づくり懇談会〔社地区〕にて概要説明
11月19日	F M鳥取(RADIO BIRD)による広報 ・鳥取シティトーク 中核市への移行と保健所の設置

11月22日	地方創生・地域経済対策協議会にて概要説明 地域づくり懇談会〔千代水地区〕にて概要説明
11月24日	鳥取市「中核市移行シンポジウム」開催（於：鳥取市民会館 約350名参加） (1) 基調講演 演題 「中核市移行と地方の未来」 講師 一橋大学 副学長 辻 琢也 氏 (2) パネルディスカッション テーマ「中核市移行とまちの未来」
11月25日	地域づくり懇談会〔佐治地区〕にて概要説明
11月29日	地域づくり懇談会〔賀露地区〕にて概要説明
12月1日	市報：12月号による広報 ・中核市お知らせコーナー⑰「中核市になるとどう変わる？[教育分野①]」
12月2日 (12月議会 本会議)	◆鳥取市議会全員協議会 ・中核市移行に係る進捗状況について
12月20日	◎鳥取市中核市移行推進本部〔第12回〕
平成29年	
1月1日	市報：1月号による広報 ・中核市お知らせコーナー⑱「中核市移行シンポジウムを開催」
1月17日	◎鳥取市中核市移行推進本部幹事会〔第15回〕 鳥取実業倶楽部例会にて概要説明
1月25日	★総務省・厚生労働省 事前ヒアリング
2月1日	市報：2月号による広報 ・中核市お知らせコーナー⑲「中核市になるとどう変わる？[教育分野②]」
2月2日	鳥取市男女共同参画登録団体連絡会と市長との懇談会にて概要説明、意見交換会
2月14日	●鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会〔第7回〕
2月16日	◎鳥取市中核市移行推進本部幹事会〔第16回〕
2月24日 (2月議会 本会議)	◆鳥取市議会全員協議会 ・中核市移行に係る進捗状況について

● 厚生労働省事前ヒアリング

(1) 対応者 [厚生労働省] 健康局：健康課地域保健室・保健指導室

(2) 出席者 [鳥取市] 健康・子育て推進局：保健所準備室
 総務部：中核市推進局
 [鳥取県] 地域振興部：地域振興課
 福祉保健部：医療政策課

(3) 厚生労働省ヒアリング資料項目（保健所政令市移行に係る提出資料）

【共同作成のみ】

- ① 政令市移行の概要（移行予定年月日、市の概況、体制整備の基本方針）
- ② 移行に経緯と今後のスケジュール
- ③ 移行に係る作業項目とそのスケジュール
- ④ 移行についての都道府県の見解
- ⑤ 移行に伴う施設等整備計画（保健所の整備方針、関連施設の整備計画）
- ⑥ 移行に伴う組織の見直し概要（組織図、保健所の所掌事務、現行体制との対照）
- ⑦ 移行時の保健所の職員の配置計画
- ⑧ 県内の保健所配置状況の比較
- ⑨ 移譲事務等の概要

(4) 厚生労働省の主な発言

事 項	主 な 内 容
住民サービスの維持向上	地域保健サービスを低下させないこと、さらに良くなる方向で進めていただくようお願いしたい。
専門職員の確保及び人事交流	他県の中核市でも専門職の確保が難しいと聞いている。大学等への募集や要請、窓口を広げることも必要。
災害対応における県市の連携	広域的な災害の場合、県と市の連携が必要。

3 第7回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

- (1) 日時 平成29年2月14日(火) 10:30~11:30
(2) 場所 鳥取県庁 第二庁舎 4階 第33会議室
(3) 出席者 県：野川統轄監ほか関係部局長等
市：羽場副市長、田中中核市推進局長ほか関係部局長等
ワザバー(東部4町)：(大雪対応・町議会等のため欠席)

(4) 議事及び協議概要

① 国事前ヒアリング結果及び今後の法定手続きについて(報告)

ア 1月25日に、総務省(中核市移行)及び厚生労働省(保健所政令市移行)に係る事前ヒアリングを終えた。中核市移行に係る市の事務執行体制や県市の連携・協力体制、準備状況等の概要を説明し、特に問題となるような質疑・応答はなかった。

[主な国からの発言事項]

- ・移行準備にあたっては、住民サービスの低下を招かないこと。さらに住民サービスや地域保健サービスが向上するように調整を進めていただきたい。
- ・特に住民窓口の変更等の周知・広報をお願いしたい。

イ 今後の地方自治法に基づく手続き

鳥取市長が、都道府県の同意を経て国へ申出、国(総務大臣)が中核市指定を行う。

[スケジュール]

平成29年2月議会 鳥取市長が鳥取市議会へ「中核市指定の申出」の議案を提出
⇒ 市議会議決(予定)

4月 鳥取市長が鳥取県知事へ「中核市指定に係る同意の申入れ」

6月 鳥取県知事が鳥取県議会へ「中核市指定に係る同意」の議案提出
⇒ 鳥取県議会議決(予定)

鳥取県知事が鳥取市長に「同意書」を交付

7月 鳥取市長が総務省に中核市指定を求める「申出」

11月頃 中核市指定政令の閣議決定 ⇒ H30.4.1 中核市移行

② 事務調整状況及び今後の検討スケジュールについて(説明・意見交換)

今後の主な調整事項について、調整方針や留意事項及び今後の進め方・スケジュール等を確認し、県市で円滑に事務引継を進めていくこととし、専門職員の確保、予算編成・費用負担等、住民サービスの維持向上、窓口変更等の住民周知、災害時の救急医療対応等についての工夫などについて意見交換を行った。

(5) 主な発言・意見等

- ・限られた専門人材(医師、獣医師、薬剤師、保健師)の中で、県は県、市は市で採用募集しても競合する。年齢構成や職員のキャリアアップの視点からも、移行後の県市間の人事交流を検討しているところであるが、中西部との職員水準の均衡や職員資質の維持のため、採用段階から県市間で連携を図っていきたい。
- ・災害医療等は連携が重要。中部地震や今回の大雪対応等を教訓に、透析患者の搬送など具体的に県市間での役割や連携体制を整えていくこと。連携協約で担保していくことも必要。
- ・広報や窓口変更等の周知は、4町の住民の方への説明会等だけでなく、各種会合やイベントなどいろいろな人が集まる場で発信していくことが必要。関係業界の会合や機関紙等の活用も検討。県市でチラシを作成し広報周知を行う。
- ・移行まで1年。県内部の連携調整会議に県の声掛けで市の職員も参加して、県市で顔の見える連携、スタッフの育成に努めていきたい。

別冊(添付資料) 第7回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会 配付資料

4 移譲事務等の概要

中核市へ移行することにより、市は県から約 2,600 事務の移譲を受けます。

また、中核市は保健所の設置が義務付けられますが、医師、獣医師、薬剤師などの専門人材の確保を図ること、施設・資機材や業務の重複等による県・市の二重行政を避けるため、県と市が別々に保健所を設置するのではなく、市が県（4町）の保健所関連事務を一体的に処理できるよう、県から委託を受けて連携実施します。

(1) 所管・移譲・委託事務項目数（H28.11.1 現在）

【分野別所管・移譲・委託事務項目数】

区 分	所管・移譲・委託事務項目数						
	民生	保健衛生	環境	都市計画 ・建設	文教行政	その他	合計
市 分							
法定事務	527	772	246	82	27	43	1,697
関連事務	96	468	64	30	0	6	664
県単独事業	0	121	109	0	0	0	230
計	623	1,361	419	112	27	49	2,591
4町分							
法定事務	194	775	239	0	0	27	1,235
関連事務	91	468	64	0	0	6	629
県単独事業	0	121	107	0	0	0	228
計	285	1,364	410	0	0	33	2,092

※ 法令等の条項数により項目数を整理したもの。

※ 「法定事務」には、法令上、中核市の権能となる事務、「関連事務」には知事権限の条例移譲により市において実施する事務項目数を記載。

「県単独事業」には、県条例等に規定されている事務のうち、市に移譲し実施する事務項目数を記載。

※ H28.11.1 現在で県・市の事務レベルで調整した項目数であり、今後の法改正等により変更となる場合がある。

平成27年11月の取りまとめ項目数	平成28年11月1日現在
2,213事務	⇒ 2,591事務
【主な増減の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> ・保健所長権限の事務（法定上保健所を経由する事務を含む）を整理追加 ・法改正により新たに中核市の権能となったもの（H30.4までに施行されるものを含む） （児童福祉法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、医療法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法） ・国（総務省・厚労省）の項目の再精査により、事務項目を追加・削除したもの （社会福祉法、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律、生活困窮者自立支援法、母体保護法、私立学校法、食品表示法など） 	

⇒ **別冊資料** 中核市移行に係る主な事務移譲の項目について

(2) 県から市、市から県への事務の委託等 県市間で調整中

- ア 県から市への委託
 - ・ 県東部 4 町に係る保健所業務
- イ 市から県への委託
 - ・ 衛生環境研究所における検査（一部）
 - ・ 教職員研修（専門性の高いもの）等

(3) 主な業務と取扱実績（H27 年度）

各行政分野における主な業務と平成 27 年度の県における取扱実績等（市及び 4 町に関わるものの件数）は次のとおりです。

ア 民生行政分野

主な業務	取扱実績等
身体障害者手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手帳の交付（再交付を含む） 市 555 件 4 町(144 件) ・ 手帳の返還及び返還命令 市 520 件 4 町(154 件) ・ 手帳交付者の居住地変更届受理 市 240 件 4 町(28 件)
障害福祉サービス事業者の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定 市 13 件 4 町(2 件)
母子父子寡婦福祉資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子福祉資金の貸付 市 14 件※4 町県実施(2 件)
小児慢性特定疾患医療費の給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小児慢性特定疾患医療費の給付対象者 市 196 人 4 町(31 人)
老人福祉施設の設置認可・監督	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人デイサービスセンター等の届出事項の変更受理 市 246 件 4 町(24 件) ・ 有料老人ホーム設置及び変更の届出 市 6 件 <li style="text-align: right;">※4 町県実施(3 件)
介護サービス事業者の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護サービス事業者の指定 市 34 件 4 町(1 件)
生活保護医療機関等の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の指定 市 86 件※4 町県実施(9 件) ・ 指定医療機関の診療内容等の審査、診療報酬額の決定 市 847 件※4 町県実施(62 件) ・ 指定介護機関の指定 市 42 件※4 町県実施(3 件)
社会福祉審議会の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の開催 年 2 回(県全体)
民生委員児童委員の定数の決定・推薦・研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣への民生委員の推薦 市 6 件※4 町県実施(2 件) ・ 民生委員指導訓練の実施、活動費支払 市 516 件 ※4 町県実施(170 件)

イ 保健衛生分野

主な業務	取扱実績等
感染症の予防・感染症の患者に対する医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断の勧告及び実施 市 317 件 4 町(70 件) ・ 特定感染症指定医療機関等への入院の勧告 市 13 件 4 町(5 件) ・ 結核患者の医療費に係る費用の負担 市 36 件 4 町(13 件)
難病医療費の助成申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病医療費の給付対象者 市 1,364 人 4 町(304 人)
精神保健・精神障がい者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談指導 市 442 件 4 町(331 件) ・ 措置の決定・措置入院の通知 市 16 件 4 町(1 件) ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付 市 1,279 件 4 町(199 件)
医事・薬事に係る許可・立入検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の立入検査 東部全体 45 件

査	<ul style="list-style-type: none"> ・薬局開設の許可、更新許可 市 15 件 4 町(2 件) ・毒物劇物販売業者の立入検査 東部全体 65 件
食品営業施設の許可、監視指導	<ul style="list-style-type: none"> ・食品営業施設等の許可 市 818 件 4 町(153 件) ・食品営業施設等の監視指導 東部全体 2,869 件
食品表示適正化指導	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査等 市 90 件 4 町(23 件)
環境衛生施設の監視・検査	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業(78 件)、興行場(1 件)、公衆浴場(19 件)、理容所(16 件)、美容所(27 件)、クリーニング所(11 件)、温泉利用施設(38 件)、源泉(59 件)、飲料水施設(114 件)、ビル管登録事務所(10 件)
狂犬病予防・動物愛護	<ul style="list-style-type: none"> ・犬・猫の引取り 東部全体 245 件 ・未登録犬の捕獲 東部全体 58 件 ・負傷動物の収容 東部全体 29 件

ウ 環境行政分野

主な業務	取扱実績等
一般・産業廃棄物処理施設の設置許可・立入検査・改善命令	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処分量の許可 東部全体 7 件 ・処理施設、排出事業所等に対する立入検査 東部全体 1,098 件
ばい煙発生施設の届出受理・立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設の設置の届出の受理 市 3 件※4 町実績なし ・ばい煙排出者等からの報告徴収、立入検査 市 21 件※4 町実績なし
大気汚染等の常時監視	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況についての常時監視

エ 都市計画・建設行政分野

主な業務	取扱実績等
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅の登録 市 3 件※4 町県実施(なし) ・サービス付き高齢者向け住宅の変更届出受理 市 9 件※4 町県実施(なし)
建設資材の再資源化に関する立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事現場等への立入検査 H27 実績なし
屋外広告業者の登録・指導・監督	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業者の登録の義務づけ 県全体 80 件 ・屋外広告業者に対する指導、助言、勧告 H27 実績なし

オ 文教行政分野

主な業務	取扱実績等
小中学校県費負担教職員の研修	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修、10 年目研修、専門研修等の実施
重要文化財・埋蔵文化財に関する許可等	<ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財の現状変更等の許可 H27 実績なし ・文化財である埋蔵物の提出受理等 市 18 件※4 町県実施(なし)

5 例規整備の概要

中核市移行に伴い、基準、手続等必要な事項を定めるため、例規の整備を行います。
条例制定・改廃の議案は、平成 29 年 12 月議会での上程を予定します。

【制定及び改廃を予定している例規】

条例・規則等の名称	区 分		新規・改正 の区別	関 連 法 令
	条例	規則等		
鳥取市小児慢性特定疾病審査会条例	○		新規	児童福祉法
鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	○		新規	
鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則		○	新規	
鳥取市児童福祉法施行細則		○	新規	
鳥取市社会福祉審議会条例	○		改正	児童福祉法、民生委員法、身体障害者福祉法、社会福祉法、老人福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
鳥取市民生委員定数条例	○		新規	民生委員法
鳥取市民生委員法施行細則		○	新規	
鳥取市民生委員候補者審査要領		○	新規	
鳥取市保護施設の設備及び運営に関する条例	○		新規	生活保護法
鳥取市保護施設の設備及び運営に関する条例施行規則		○	新規	
鳥取市軽費老人ホームに関する条例	○		新規	社会福祉法(老人福祉法)
鳥取市婦人保護施設に関する条例	○		新規	社会福祉法(売春防止法)
鳥取市婦人保護施設に関する条例施行規則		○	新規	
鳥取市社会福祉法施行細則		○	改正	社会福祉法
鳥取市養護老人ホームの設備及び運営に関する条例	○		新規	老人福祉法
鳥取市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する条例	○		新規	
鳥取市老人福祉法施行細則		○	新規	
鳥取市がん対策推進会議条例	○		新規	がん対策基本法
鳥取市歯科保健推進協議会条例	○		新規	歯科口腔保健の推進に関する法律
鳥取市特別会計条例	○		改正	母子及び父子並びに寡婦福祉法
鳥取市母子父子寡婦福祉資金等貸付規則		○	新規	母子及び父子並びに寡婦福祉法、同施行令
鳥取市障害福祉サービス事業に関する条例	○		新規	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
鳥取市障害福祉サービス事業に関する条例施行規則		○	新規	
鳥取市障害者支援施設に関する条例	○		新規	
鳥取市障害者支援施設に関する条例施行規則		○	新規	
鳥取市地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例	○		新規	
鳥取市地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例施行規則		○	新規	
鳥取市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則		○	新規	
鳥取市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則		○	新規	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
鳥取市身体障害者福祉法施行細則		○	新規	身体障害者福祉法
鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	○		新規	介護保険法

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	○		新規	
鳥取市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則		○	新規	
鳥取市介護保険事務取扱規則		○	改正	
鳥取市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	○		新規	
鳥取市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例	○		新規	
鳥取市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	○		新規	
鳥取市指定介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	○		新規	
鳥取市食品衛生条例	○		新規	食品衛生法
鳥取市食品衛生条例施行規則		○	新規	
鳥取市食の安全推進会議条例	○		新規	
鳥取市手数料条例	○		改正	食品衛生法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、死体解剖保存法、理容師法、化製場等に関する法律、医療法、クリーニング業法、狂犬病予防法、毒物及び劇物取締法、と畜場法、美容師法、臨床検査技師等に関する法律に基づく事務、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、浄化槽法、使用済み自動車の再資源化等に関する法律、動物の愛護及び管理に関する法律、温泉法、屋外広告物法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
鳥取市興行場法施行条例	○		新規	興行場法
鳥取市旅館業法施行条例	○		新規	旅館業法
鳥取市公衆浴場法施行条例	○		新規	公衆浴場法
鳥取市感染症審査協議会条例	○		新規	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
鳥取市保健所条例	○		新規	地域保健法
鳥取市地域保健医療協議会条例	○		新規	医療法
鳥取市理容師法施行条例	○		新規	理容師法
鳥取市化製場等に関する法律施行条例	○		新規	化製場等に関する法律
鳥取市化製場等に関する法律施行細則		○	改正	
化製場等に関する法律第9条第5項において準用する同法第5条第4号の規定に基づく衛生条必要な措置を定める条例	○		廃止	
鳥取市医療法施行条例	○		新規	医療法
鳥取市美容師法施行条例	○		新規	美容師法
鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	○		新規	浄化槽法
鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則		○	新規	
鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例	○		新規	動物の愛護及び管理に関する法律
鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則		○	新規	
鳥取市狂犬病予防法施行細則		○	改正	狂犬病予防法
鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例	○		新規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則		○	新規	
鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則		○	新規	

鳥取市使用済物品等の放置防止に関する条例	○		新規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)、等
鳥取市使用済物品等の放置防止に関する条例施行規則		○	新規	
鳥取市屋外広告物条例	○		改正	屋外広告物法
鳥取市屋外広告物条例施行規則		○	改正	
鳥取市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関する要綱		○	新規	高齢者の居住の安定確保に関する法律
鳥取市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	○		新規	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
鳥取市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則		○	新規	
鳥取市外部監査契約に基づく監査に関する条例(検討中)	○		新規	地方自治法、地方自治法施行令
鳥取市外部監査契約をしようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則(検討中)		○	新規	
合計	42	29		

(注) 上記以外に、これらの条例の制定又は改廃に関連する既存の条例の改正や、事務分掌、人事・給与、服務等に関する条例の制定又は改正を検討しています。

6 審議会等附属機関の設置の概要

移譲される事務を実施するに当たり、次の審議会等の附属機関の設置を検討しています。

また、これらの審議会等を設置することに伴い、現在市が設置している審議会等の所掌事務の見直しや統廃合を検討しています。

【審議会等附属機関の設置検討の状況】

名称(仮称)	目的	根拠法令
社会福祉審議会	社会福祉に関する調査審議を行う。	※設置済み。次の分科会を設置。
児童福祉専門分科会	児童の福祉に関する調査審議を行う。	児童福祉法、社会福祉法
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否に関する調査審議を行う。	
心身障がい福祉専門分科会	障がい者の福祉に関する調査審議を行う。	
老人福祉専門分科会	高齢者の福祉に関する調査審議を行う。	
感染症審査協議会	感染症の罹患者に対する就業の制限や入院勧告等に関する事項の審議を行う。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
小児慢性特定疾病審査会	小児慢性特定疾病に関する医療費の支給認定の審査を行う。	児童福祉法

7 施設等の整備計画

中核市移行後、危機管理対応等を含めて県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、移行後も同様のサービスが行えるよう、必要な施設、設備の整備を行います。

(1) 東部圏域の保健所の体制

[参考] 鳥取県の保健所の管轄区域

【 現 行 】

〔鳥取県〕

保健所	職員数 (人)	管轄市町村
鳥取 保健所	88 (74)	鳥取市、 岩美町、若桜町、 智頭町、八頭町
倉吉 保健所	68 (58)	倉吉市、三朝町、湯梨 浜町、琴浦町、北栄町
米子 保健所	101 (86)	米子市、境港市、日吉 津村、大山町、南部町、 伯耆町、日野町、江府 町

【鳥取市中核市移行後 H30.4～】

〔鳥取市〕

保健所	職員数 (人)	人口(人)/ 面積(km ²)	管轄市町村
鳥取市 保健所	約60	232,610/ 1,518.22	鳥取市 (岩美町、若桜町、 智頭町、八頭町) ※ 県から4町に 係る保健所業 務を受託実施

⇒ 市本庁業務

老人福祉施設・児童福祉施設等の指導監査、母子・
父子・寡婦福祉資金業務、等

〔鳥取県〕

(県本庁)

身体障害者・知的障害者更生相談所業務、児童福
祉施設(保育所等)の指導監査、自然公園許認可
などの業務

⇒ 倉吉 保健所	68 (58)	104,320/ 780.43	同左 (1市4町)
⇒ 米子 保健所	101 (86)	236,511/ 1,208.40	同左 (2市6町 1村)

※ 県保健所の職員数は、H28.4現在の各保健所の職員定数。(各保健所ともに建築住宅課を含む。)

下段()は、建築住宅課職員を除いた職員定数。

※ H30.4～の県保健所の職員数についても、国ヒアリング時点では、H28.4時点と同数として整理。

※ 人口は、H27.10.1国勢調査結果。面積は、平成26年全国都道府県市区町村別面積調の数値。

(2) 保健所の整備

鳥取市の保健所は駅南庁舎を活用して整備します。

中核市移行（平成 30 年 4 月）から、鳥取市役所新本庁舎が完成し、（仮称）鳥取市保健所を駅南庁舎に改めて整備する（平成 32 年 3 月頃）までの約 2 年間（暫定期間）は、暫定施設において運営を行います。

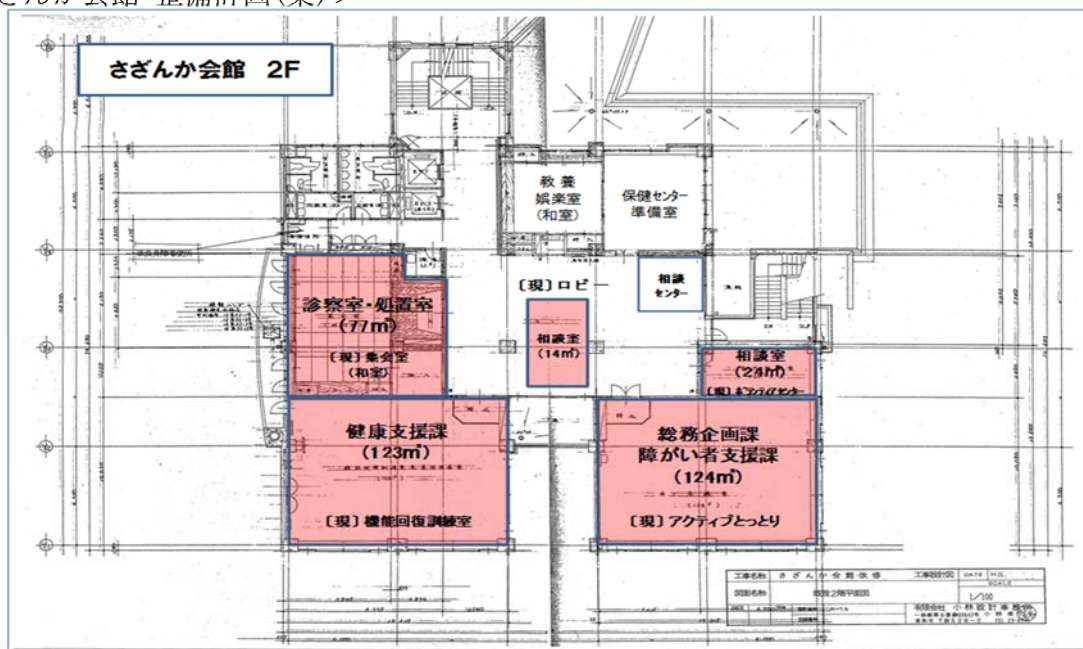
<暫定施設>

暫定期間の保健所は、現在の東部福祉保健事務所の業務は「さざんか会館」において運営し、東部生活環境事務所の業務は現在と同様、県東部庁舎において運営します。

部 門	現 行 (～H30.3 月)	暫定期間 (H30.4 月～H32.3 月頃)	本格稼働 (H32.4 月頃～)
福祉保健部門	東部福祉保健事務所(江津)	さざんか会館及び駅南庁舎	駅南庁舎
生活環境部門	東部生活環境事務所(立川)	県東部庁舎(立川)	

※ 暫定期間は、市が県東部庁舎（現東部生活環境事務所部分）を賃貸

<さざんか会館 整備計画(案)>



(3) 駅南庁舎の活用

保健所の施設は、「鳥取市保健所設置基本構想」（平成 27 年 12 月策定）に基づき、施設利用者の交通の利便性や駐車場の確保とともに、保健センターや子育て支援部門の配置に必要な施設規模を確保できること、また、鳥取市総合福祉センター（さざんか会館）や鳥取市障害者福祉センター（さわやか会館）など周辺の福祉関連施設や、鳥取県東部医師会、鳥取県東部歯科医師会、鳥取県薬剤師会東部支部等関係機関との連携が図れること、さらに、施設整備に必要な経費抑制の観点等から、駅南庁舎を活用して整備します。

<鳥取市保健所等（駅南庁舎）整備 基本コンセプト>

駅南庁舎は、「健康づくりと子育て支援の総合拠点」と位置づけ、必要な機能を配置してサービスの向上を図ります。

① 各機能の適切な配置

- ・ 1 階に「健康づくりと子育て支援の総合窓口」、執務スペースを集約し配置します。
- ・ 窓口と執務スペースは、オープンプローアを基本とします。
- ・ 相談や各種検査の来庁者のプライバシーに最大限配慮したレイアウト、導線とします。

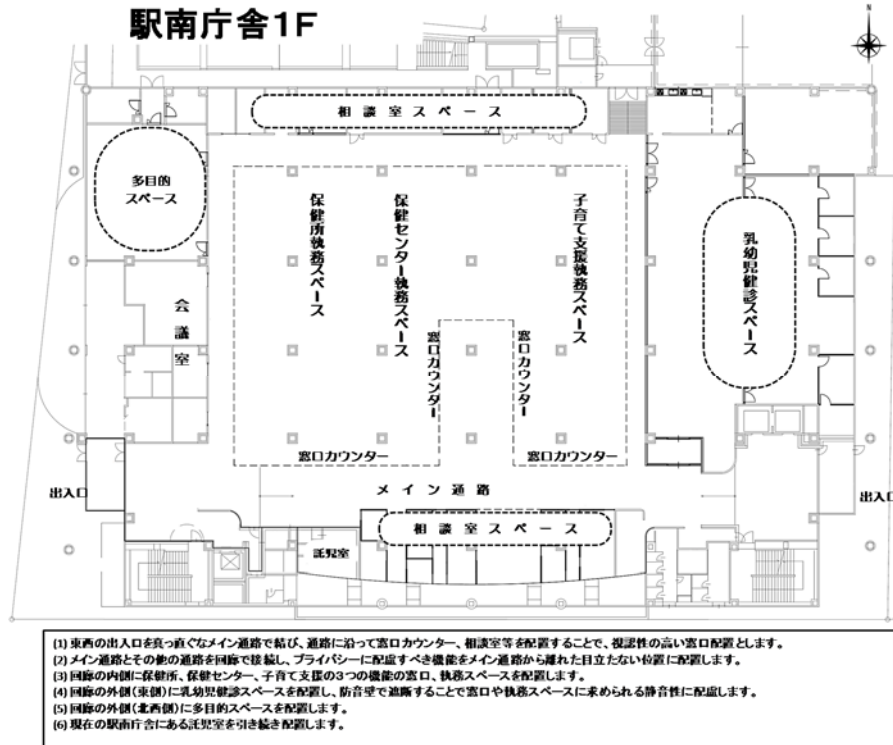
② 住民サービス機能の強化

- ・ 託児室を設けます。
- ・ 相談室、会議室、多目的スペースを増やします。
- ・ ユニバーサルデザインの考え方を導入します。

③ 快適で機能的なオフィス環境の整備

- ・ スペースのスタンダード化（標準化）を行います。
- ・ 今後の人員増減など変動要素にも十分配慮します。
- ・ あらゆるスペースの共有化、集約化により、各機能の連携の向上を図ります。

< 駅南庁舎のレイアウト(案) >



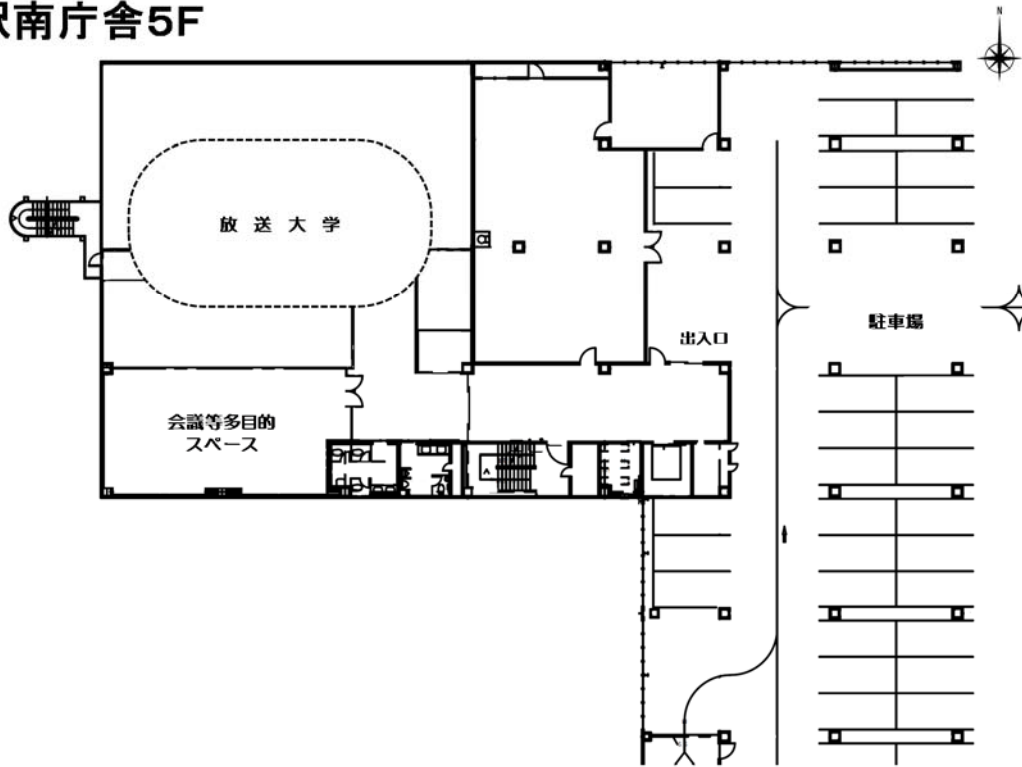
※レイアウトは、詳細な設計検討の中で変更する可能性があります。

駅南庁舎3F



※レイアウトは、詳細な設計検討の中で変更する可能性があります。

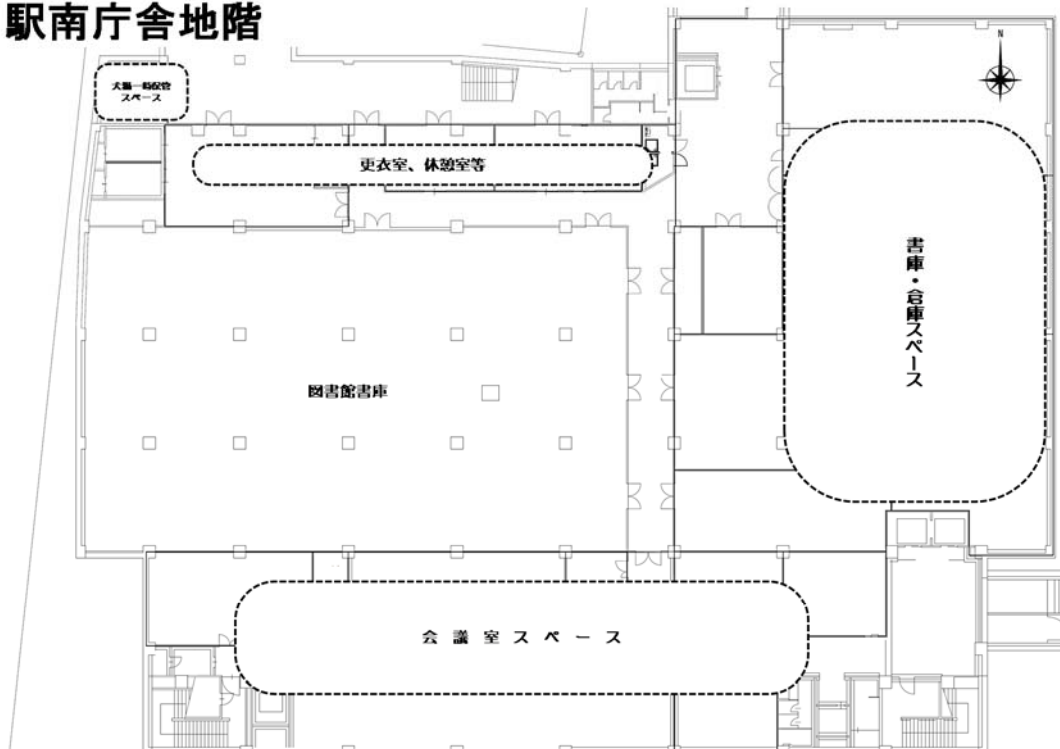
駅南庁舎5F



- (1) 主に駐車場とします。
- (2) 北東側に放送大学を配置します。(現在と同じ)
- (3) 放送大学に隣接する位置に会議等で使用する多目的スペースを配置します。

※レイアウトは、詳細な設計検討の中で変更する可能性があります。

駅南庁舎地階



- (1) 会議室、書庫、倉庫、更衣室、休憩室等を配置します。(現在と同じ)
- (2) 現在の会議室の1部をボランティア団体及び子育てサークルの活動スペースとします。
- (3) 北西側の犬走りに犬猫一時保管スペースを配置します。

※レイアウトは、詳細な設計検討の中で変更する可能性があります。

(4) 衛生検査施設

衛生検査施設に関しては、簡易な検査については市の既存施設や設備を活用し、特殊な検査機器が必要なものや、高度な検査技術を要するものなどは、県衛生環境研究所又は登録検査機関に業務を委託します。

(5) 犬の抑留等施設

犬管理所(松並町3丁目)及びその施設内の備品等については、県から譲渡を受けます。

(6) 試験・検査備品等

次のア～オについては、可能なものについて県から譲渡又は貸与を受けます。

ア 大気測定局、不法投棄監視カメラシステム

現在の観測地において、引き続き市が使用。(県への行政財産使用許可、備品譲渡)

イ 検査機器(血液検査用遠心分離機、画像ビューワーシステム、PHメーター、CO濃度計など)

ウ 業務関連備品(医療救護対策支部用備品、看護師養成施設等環境改善用備品)

エ 事務什器(事務机・椅子・ロッカー等で県において引き続き使用するものを除く)

オ 災害医療、健康危機管理、原子力災害等に対応するための備蓄物品(医薬品を含む)

(7) 情報システムの整備

事務の移管・移譲に伴い使用する各種の情報システムについては、平成29年度に、市が整備・構築を行い、県の情報システム等からのデータ引継ぎを行います。(県東部庁舎内のネットワーク環境整備を含む。)

8 外部監査制度

地方自治法第252条の36第1項の規定により、中核市は包括外部監査を実施する義務があります。

包括外部監査の対象に財政援助団体等（市が補助金等財政支援を行っている団体、市が資本金など4分の1以上を出資している法人、公の施設の管理を行わせているもの等）を含めるかどうかは、現在検討中です。

また、包括外部監査の導入に併せ、個別外部監査を導入するかどうかについても、現在検討を行っています。

現在検討を行っているこれらの事項について、実施する場合においては必要な例規整備を行う予定です。（例：「鳥取市外部監査契約に基づく監査に関する条例」等）

【外部監査制度について】

項目	方針等	備考
包括外部監査	実施	法定
包括外部監査の対象に財政援助団体等を含めるかどうか	検討中	条例必要
個別外部監査を導入するかどうか	検討中	条例必要

9 中核市移行に伴う組織体制と人材の確保

◎第5回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会(H28.4.19)での確認内容

ア 職員体制

中核市移行に伴う市の配置職員数は、県から引き継ぐ業務（東部4町に係る業務を含む。以下同じ。）に係る現在の県の配置職員数（正職員及び非常勤職員）を基本とする。

イ 職員の確保・研修

現在、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる職員体制を確保する。また、保健所業務は、専門的な知識や技術、経験が必要な分野が多く、業務の習熟には一定の期間が必要なことから、鳥取市は、県東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所への長期派遣実習を実施し、保健所業務を担う人材の確保、育成を計画的に進め、円滑な業務移管を実現する。

ウ 職員の派遣及び人事交流

中核市移行後も、当面の間、県から専門職を中心とした職員派遣等人的的支援を受けるとともに、少数職種（獣医師、薬剤師など）の専門人材確保に努めながら県・市間の人事交流を行う。

(1) 配置する職員数

保健所配置予定職員数 約60人（うち正職員約50人）

本庁配置職員数 約30人（うち正職員約25人）

県から派遣を受ける職員数（平成30年4月1日時点） 約50人

(2) 配置する正職員の職種及び職員数（見込み）

職 種	人 員	対 応 業 務
医師	1	保健所長
放射線（X線）技師	（1）	病院等の立ち入り検査における医療監視等
保健師	15	健康危機管理、感染症、難病、精神保健等
薬剤師	2	医事・薬事に関する許可、立ち入り検査等
獣医師	3	狂犬病予防、動物愛護等
管理栄養士	1	食育、栄養改善等
歯科衛生士	1	歯科保健
衛生技師	16	環境衛生施設の監視・検査、食品営業施設の監視指導 （環境衛生指導員、食品衛生監視員）等
指導主事	2	教職員研修の実施
事務	約34	庶務、業務管理等

※ 放射線（X線）技師は、鳥取県との併任による配置を検討中。

(3) 移行後の組織体制(案) (※ は中核市移行時の新設・増員。人数は非常勤職員を含む。)

現 行	移行後(保健所暫定期間)
<p>福祉保健部</p> <p>部長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高齢社会課 (25人) — 地域包括ケア推進課 — 鳥取中央地域包括支援センター — 鳥取こやま地域包括支援センター — 鳥取南地域包括支援センター — 鳥取西地域包括支援センター — 障がい福祉課 (17人) — 生活福祉課 — 保険年金課 <ul style="list-style-type: none"> └ <u>健診推進室</u> <p style="text-align: right;">※ 組織再編(中央保健センターへ)</p>	<p>(仮称)福祉部</p> <p>部長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高齢社会課 (20人) ※ 指導監査課へ5人異動 — 地域包括ケア推進課 — 鳥取中央地域包括支援センター — 鳥取こやま地域包括支援センター — 鳥取南地域包括支援センター — 鳥取西地域包括支援センター — 障がい福祉課 (15人) <p style="text-align: right;">※ 保健所: 障がい者支援課へ2人異動</p> <ul style="list-style-type: none"> — 生活福祉課 — 保険年金課 — <u>(仮称)指導監査課(17人)</u> ※ 新設
<p>健康・子育て推進局</p> <p>局長 ※ 保育園を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> — 保健医療福祉連携課 <ul style="list-style-type: none"> └ <u>保健所準備室</u> ※ 組織再編 — 児童家庭課 (27人) — 中央保健センター — こども発達・家庭支援センター — 鳥取東健康福祉センター 	<p>(仮称)健康こども部</p> <p>部長 ※ 保育園を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> — 保健医療福祉連携課 — 児童家庭課 (30人) ※ 移譲業務による増員 — 中央保健センター <ul style="list-style-type: none"> └ <u>健診推進室</u> ※ 組織再編(保険年金課より) — こども発達・家庭支援センター — 鳥取東健康福祉センター — <u>(仮称)鳥取市保健所(1人)</u> ※ 新設・増員 <ul style="list-style-type: none"> └ <u>(仮称)総務企画課(3人)</u> └ <u>(仮称)障がい者支援課(13人)</u> └ <u>(仮称)健康支援課(22人)</u> └ <u>(仮称)生活安全課(15人)</u>
<p>環境下水道部</p> <p>部長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 下水道企画課 — 下水道経営課 — 下水道建設課 — 生活環境課 	<p>環境下水道部</p> <p>部長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 下水道企画課 — 下水道経営課 — 下水道建設課 — 生活環境課 — <u>(仮称)環境・循環推進課(16人)</u> ※ 新設
<p>教育委員会事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> — 学校教育課 ※ 抜粋 <ul style="list-style-type: none"> └ 教育センター (4人) 	<p>教育委員会事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> — 学校教育課 ※ 抜粋 <ul style="list-style-type: none"> └ 教育センター (9人) <p style="text-align: right;">※ 移譲業務(教職員研修)による増員</p>

(4) 中核市に係る所掌事務分担等

● 中核市移行前の鳥取県（東部福祉保健事務所・東部生活環境事務所）の組織及び主な業務

東部福祉保健事務所〔江津〕

福祉企画課	<ul style="list-style-type: none"> 保健所事務の総括 国・県及び関係団体との連絡調整 老人福祉施設、児童福祉施設、障害福祉サービス事業者等の指導監査 認可外保育施設の届出の受理 母子・父子・寡婦福祉資金事務 など
障がい者支援課	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健及び精神障がい者の福祉 身体障害者手帳の認定、療育手帳の認定 心の健康に係る相談(依存症・ひきこもりなど) など
健康支援課	<ul style="list-style-type: none"> 医療及び薬事の相談指導 感染症の予防 ・がん対策、健康づくり 指定難病の医療費助成や相談など、難病患者の支援 災害時医療救護、健康危機管理対応 栄養改善 ・歯科保健 など

東部生活環境事務所〔立川町6丁目〕

生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> 食品関係の営業の許可、営業施設などの監視など 調理師など食品関係者に関すること 狂犬病予防 動物愛護及び管理、保護、収容に関すること など
環境・循環推進課	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理に関する業の許可、関係者への指導など 建築物の衛生環境に係る届出、関係者への指導など 理・美容所、旅館、クリーニング所、興行場などの環境衛生関係の業の許可、関係者への指導など 上水道の衛生に関すること など

○ 上記以外の主な業務

【福祉保健部】

長寿社会課	<ul style="list-style-type: none"> 有料老人ホームの設置等の届出の受理 軽費老人ホーム運営補助金 など
	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員に係る事務 など
福祉監査指導課	<ul style="list-style-type: none"> 保護施設の設置認可 など
健康政策課	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進法・予防接種法等に関する事務

【生活環境部】

住まいまちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告業の登録・指導・監督
	<ul style="list-style-type: none"> サービス付き高齢者向け住宅事業の登録
水・大気環境課	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽保守点検業の登録、浄化槽の設置に係る届出
	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法に基づく常時監視・指導 など

【教育委員会】

教育センター	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校県費負担教職員の研修
文化財課	<ul style="list-style-type: none"> 重要文化財・埋蔵文化財に関する許可 など

中核市移行

● 中核市移行後の鳥取市の組織及び主な業務 [(仮称)鳥取市保健所【暫定期間】]

【(仮称)福祉部】

新設	高齢社会課	・ 有料老人ホームの設置等の届出の受理 ・ 軽費老人ホーム運営補助金	など
	障がい福祉課	・ 民生委員に係る事務	など
	生活福祉課	・ 保護施設の設置認可	など
	(仮称)指導監査課	・ 老人福祉施設、児童福祉施設、障害福祉サービス事業者等の指導監査	など

【(仮称)健康こども部】

児童家庭課	・ 認可外保育施設の届出の受理 ・ 母子・父子・寡婦福祉資金事務	など
中央保健センター	・ 健康増進法・予防接種法等に関する事務	

【(仮称)鳥取市保健所(福祉保健部門) [さざんか会館 2階(富安二丁目)]

新設	(仮称)総務企画課	・ 保健所事務の総括 ・ 国・県及び関係団体との連絡調整	など
新設	(仮称)障がい者支援課	・ 精神保健及び精神障がい者の福祉 ・ 身体障害者手帳の認定、療育手帳の認定 ・ 心の健康に係る相談(依存症・ひきこもりなど)	など
新設	(仮称)健康支援課	・ 医療及び薬事の相談指導 ・ 感染症の予防 ・ がん対策、健康づくり ・ 指定難病の医療費助成や相談など、難病患者の支援 ・ 災害時医療救護、健康危機管理対応 ・ 栄養改善 ・ 歯科保健	など

【(仮称)鳥取市保健所(生活環境部門) [県東部庁舎 4階(立川町6丁目)]

新設	(仮称)生活安全課	・ 食品関係の営業の許可、営業施設などの監視など ・ 調理師など食品関係者に関すること ・ 狂犬病予防 ・ 動物愛護及び管理、保護、収容に関すること	など
----	-----------	---	----

【都市整備部】

都市環境課	・ 屋外広告業の登録・指導・監督	
建築住宅課	・ サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	

【環境下水道部】

下水道経営課	・ 浄化槽保守点検業の登録、浄化槽の設置に係る届出	
生活環境課	・ 大気汚染防止法に基づく常時監視・指導	など

[県東部庁舎 4階(立川町6丁目)]

新設	(仮称)環境・循環推進課	・ 産業廃棄物処理に関する業の許可、関係者への指導など ・ 建築物の衛生環境に係る届出、関係者への指導など ・ 理・美容所、旅館、クリーニング所、興行場などの環境衛生関係の業の許可、関係者への指導など ・ 上水道の衛生に関すること	など
----	--------------	--	----

【教育委員会】

教育センター	・ 小中学校県費負担教職員の研修	
文化財課	・ 重要文化財・埋蔵文化財に関する許可	など

(5) 研修の状況及び研修計画

① 人事交流(相互派遣)及び職員研修計画

- 平成 28 年度から保健師 1 名の人事交流を実施

市から県(東部福祉保健事務所)へ派遣されている保健師(係長級)は、感染症・疾病対策担当に配属され、主に結核、感染症、H I V等の事務を担っています。

また、県から市へ派遣されている保健師(主事級)は、中央保健センター健康づくり係に配属され、主に地域の保健衛生業務、糖尿病対策等の事務を担っています。

- 長期派遣研修計画

中核市への移行に伴い、県から移管・移譲される事務の習得のため、市職員を県へ派遣して長期間の研修を行う。

平成 29 年度における具体的な研修分野、研修内容、職種等については、現在、県と市とで調整を行っています。

年度	派遣人員	(県)鳥取保健所への派遣先 (H29 は調整中)
28	1	健康支援課(保健師 1)
29	8	福祉企画課(事務 2)、障がい者支援課(保健師 1)、健康支援課(保健師 1、管理栄養士 1)、生活安全課(事務 1)、環境・循環推進課(事務 2)

※ 平成 29 年度は、単年度での派遣人員及び派遣先(調整中)を掲載。

② 現場研修等の受入状況(随時)

県の関係各部署において、市の職員が短期間での研修・訓練参加、検査の立会等を行う。

<平成 27 年度>

- 感染症(O26 エボラ・新型インフルエンザ)、DMAT 等健康危機管理に係る訓練・研修等の参加(保健師含む 3~4 名/回)
- 障がい・介護サービス事業所に対する実地・集団指導への参加
- 空港災害対策(消火避難訓練ほか)、緊急被ばく、原子力災害避難等に係る訓練等への参加(保健師含む担当者出席)
- 栄養改善、感染症、医事薬事、結核・難病業務(1 月)、健康づくり、精神保健業務(2 月)の説明・勉強会(保健師・栄養士等専門職含む担当者が出席)
- 動物愛護管理担当(12 月)、食品担当(1 月)の業務概要説明(各 3 名受入)
- 衛生環境研究所における検査体制等の視察受入、行政検査の頻度・流れ、民間委託等での制約などの情報交換を実施(保健師含む計 14 名受入)

<平成 28 年度>

- 医療機関の監視に同行(事務、保健師、管理栄養士)
- 障がい・介護サービス事業所に対する実地・集団指導(監査)への参加
- 介護サービス事業所指導監査担当職員研修会への参加
- 介護サービス事業所指導監査担当職員本庁及び所(局)担当者連絡会への参加
- 障がい福祉サービス事業所の実地指導に係る所内勉強会(8/4 開催)への参加(3 名)
- 医療監視[県立中央病院 6/30](栄養士 1 名、事務 1 名参加)
- 栄養改善業務勉強会[2 回: 6/13, 7/11](栄養士延べ 14 名参加)
- 原子力防災訓練(船舶訓練)[8/28]
- 衛生環境研究所における検査の実態や必要な設備等への助言(技師 1 名、環境事業公社 1 名を含む計 4 名受入)

- ・使用済物品放置防止条例に係る事業者立入検査・パトロール(4月～)、廃棄物処理施設設置手続き条例に係る現地確認(5月)への同行(2名程度/回)、警察との合同検問への参加(2名程度/回)
- ・許認可事務(旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング等)の事務の流れ、業務内容(6月、2名)
- ・最終処分場跡地指定の解除のための試掘調査の同行(6月、2名)
- ・美容所の開設検査(現地確認)の同行(6月、1名)
- ・ビル管理者の登録申請検査(現地確認)の同行(6月、1名)
- ・簡易宿所の開設検査(現地確認)の同行(6月、7月、各1名)
- ・廃棄物処理施設設置手続き条例に係る住民説明会同席(6月、2名)
- ・食品衛生責任者講習会への参加(6月、2名)
- ・食品衛生監視員研修会への参加(7月、1名)
- ・廃棄物処理施設(中間処理)の立入検査(現地確認)の同行(7月、3名)
- ・産廃不法投棄の現地確認・指導に同行(8月、2名)
- ・医療監視〔渡辺病院 8/23〕(管理栄養士1名、事務1名参加)
- ・医療監視〔鳥取産院 9/15〕(保健師1名参加)
- ・興行場検査(現地確認)の同行(10月、1名)
- ・石綿撤去現地検査の同行(10月、1名)
- ・医療監視〔鳥取赤十字病院 10/20〕(管理栄養士1名、事務1名参加)
- ・鳥取中部地震医療救護対策支部視察(10月、2名)
- ・鳥取空港災害対策緊急計画連絡協議会〔9/13、10/19、11/24〕
- ・鳥取空港消火避難訓練〔11/3〕
- ・原子力防災訓練(避難退域時検査)〔11/19〕
- ・医療監視〔生協病院 11/22〕(管理栄養士1名、事務1名参加)
- ・鳥インフルエンザ、エボラ出血熱訓練打合せ〔11/30〕
(保健師10名、管理栄養士・栄養士2名参加)
- ・鳥インフルエンザ対応訓練〔12/1〕(保健師2名、事務2名参加)
- ・エボラ出血熱実動訓練〔12/5〕(保健師2名参加)
- ・保健所における感染症業務研修会〔12/19〕(保健師37名、事務2名参加)
- ・動物愛護に係る職員研修会〔1/26〕(事務2名参加)
- ・新型インフルエンザ図上訓練〔2/13〕(保健師2名、事務2名参加) ※ 大雪のため中止

③ 今後の予定(これまでの研修等の継続実施を含む)

- ・福祉施設の実地・指導監査の合同実施(事前研修・打合せ含む)
- ・地元説明会への同席、講習会・事業者説明会等への出席、立入検査(廃棄物処理施設、旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング、石綿除去現場等)への同行

(6) 広域的な緊急時の対応(災害医療・健康危機管理・原発など)

鳥取市の保健所が、県の東部地区の医療救護対策支部の役割を担い、県(本庁、倉吉・米子保健所)と連携して、医療救護等の対応にあたります。

10 市財政への影響（推計）

（1）経費負担の考え方

事務区分／区域	鳥取市域分	東部4町分
法定移管事務 （自治法、個別法により中核市の事務と定められているもの）	中核市の事務 （交付税措置）	県事務の受託 （県からの委託料）
		県実施
関連事務 （法、政省令等に基づく県の事務）	特例条例による移譲 （権限移譲交付金）	県事務の受託 （県からの委託料）
		県実施
自治事務（県単独事務） （県条例に基づく県の事務）	特例条例による移譲 （権限移譲交付金）	県事務の受託 （県からの委託料）
		県実施
県単独事務 （県が実施主体の事務・県が政策実施している事務事業※給付費負担等を含む）	県事務の受託 （県からの委託料・負担金）	県事務の受託 （県からの委託料・負担金）
自治事務（市単独事務）	中核市の事務 （交付税措置）	県実施

（2）財政影響額（平成28年11月末時点）

中核市移行に伴う財政影響額は次のとおり見込まれます。（県からの権限移譲交付金及び委託金により財源が確保される関連事務及び東部4町に係る受託業務等の経費を除く。）

【収支】

（単位：千円）

	影 響 額
歳 入	811,000
歳 出	811,000

※ 鳥取県における平成27年度決算額を元に、中核市移行後の事業費及び地方交付税の増額等を算出して試算したもの。

※ この財政影響額は、今後県から提供される情報の更新や制度改正等により、増減することがあります。

【歳入】

(単位：千円)

区分	影響額	主な内訳
地方交付税	820,000	・普通交付税 750,000 ・特別交付税 70,000
国庫支出金	72,000	・小児慢性特定疾病対策費 19,000 ・特定不妊治療費助成事業 25,000 ・障がい者地域生活支援事業 14,000
県支出金	△107,000	・生活保護費負担金（住所不定者） △38,000 ・児童措置費負担金 △24,000 （助産施設、母子生活支援施設等） ・隣保館運営事業 △25,000 ・事務処理特例交付金 △8,000
手数料等	26,000	・保健所関係手数料 （生活環境部門関係） 19,200 （福祉保健部門関係） 1,000 ・母子父子寡婦福祉資金償還金 6,000
合計	811,000	

【歳出】

(単位：千円)

区分	影響額	主な内訳
民生行政	195,000	・軽費老人ホーム運営費補助金 111,000 ・民生児童委員活動費補助 39,000 ・障がい者地域生活支援事業 29,000 （意思疎通支援事業）
保健衛生行政	176,000	・特定不妊治療費助成事業 49,000 ・小児慢性特定疾病対策費 38,000 ・動物愛護管理推進事業 11,000 ・結核予防対策事業 11,000 ・食品衛生指導事業 3,500 ・検査業務委託費 31,000 （食品検査、感染症検査等）
環境行政	27,000	・大気汚染防止対策事業 10,000 ・検査業務委託費 15,000 （廃棄物処理施設、ダイオキシン等）
文教行政	10,000	・教職員研修事務費 7,000 ・教職員研修業務委託費 3,000
その他	10,000	・包括外部監査委託費 10,000
人件費	393,000	・法定移譲事務、県単独事務及び保健所政令市事務 における人件費（関連事務及び4町事務は除く）
合計	811,000	

[参考] 県からの条例移譲・委託事務に係る経費(人件費含む)は、権限移譲交付金・委託料収入を充当

11 今後のスケジュール

地方自治法の規定に基づき、手続きを進めます。

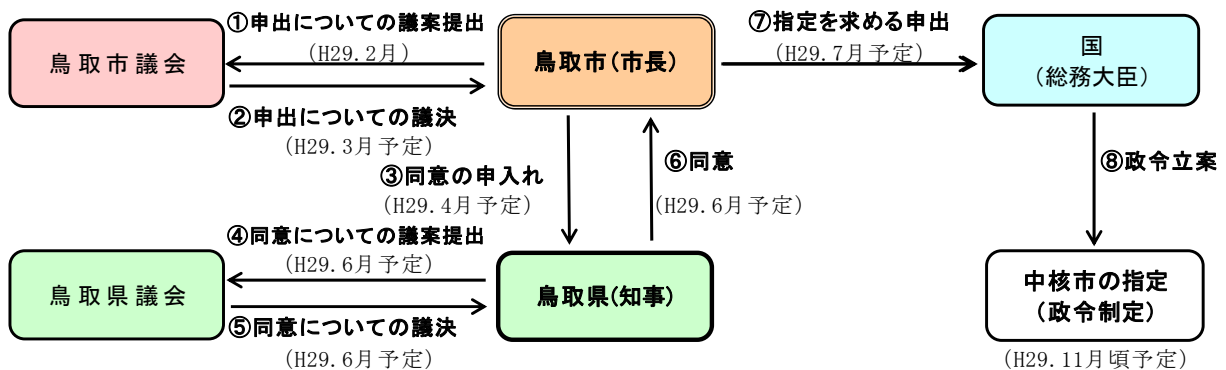
市の市議会への申出の発議から始まり、県の議会の議決を経ての知事同意をもって、市が総務大臣へ申出し、政令制定により指定される見込みです。

(平成28年度) (◆市議会関係)

時期	事項
2月 (2月議会)	◆市長が市議会に「中核市指定の申出」議案を提出 ◆市議会：中核市移行及び保健所設置準備に係る平成29年度予算案を審議
3月	◆市議会が「中核市指定の申出」議案を審議し、議決(予定)

※ 中核市指定手続きの流れ

中核市の指定手続き



(平成29年度) (◆市議会関係)

時 期	事 項
平成29年 4月	市から県へ長期研修職員派遣 市議会での可決を経て 市長が県知事に「中核市指定に係る申出の同意」申入れ
6月	県知事が県議会に「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出 県議会が「中核市指定に係る申出の同意」議案を審議し、議決(予定) 県議会での可決を経て、県知事は市長に、市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付
7月	市長が総務大臣に中核市指定を求める申出
11月頃	総務大臣が、中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立
12月 (12月議会)	◆市長が市議会に中核市移行に関わる関係条例の制定・改廃議案を提出
平成30年 2月 (2月議会)	◆市長が市議会に中核市関連予算議案を提出
3月	県から市への事務引き継ぎ完了

(平成30年度)

時 期	事 項
平成30年 4月	中核市に移行 (仮称)鳥取市保健所開設

12 住民周知・広報の取り組み

中核市制度について、市民の理解を得ることが重要であることから、中核市制度及び中核市への移行に関する広報に取り組んでいます。

今後も様々な機会を通じて、中核市移行の準備状況等に応じた広報・情報提供等を行います。

(1) 「ミニのぼり旗」による広報

市役所（本庁舎・駅南庁舎・各総合支所等）の窓口に設置しています。
金融機関（一部：県東部管内）の本店・支店などの窓口にも設置しています。（平成 28 年 8 月～）



(2) 鳥取市「中核市移行シンポジウム」を開催

（市民・市職員等約 350 名参加）

国（総務省・厚生労働省）ヒアリング（平成 29 年 1 月）へ向けた具体的な協議や、市議会へ中核市指定の申出議案の提出（平成 29 年 2 月予定）など、具体的な手続きを進めている中、市民の皆さまと長期的な視点に立って中核市『鳥取市』の将来像を考えようと開催しました。

〔日時〕 平成 28 年 11 月 24 日（木） 午後 2 時から 4 時 30 分

〔会場〕 鳥取市民会館

〔内容〕 ○ 基調講演 「中核市移行と地方の未来」

講師：一橋大学 副学長 辻 琢也 氏

○ パネルディスカッション 「中核市移行とまちの将来像」

コーディネーター 公立鳥取環境大学 副学長 小林慎太郎 氏

パネリスト 鳥取市立病院地域医療総合支援センター長 足立誠司 氏

ゆうゆうとっとり子育てネットワーク代表 山田康子 氏

鳥取商工会議所青年部 直前会長 田中健志 氏

(株)鳥取銀行 ふるさと振興部長 入江 到 氏

鳥取市長 深澤義彦

アドバイザー 一橋大学 副学長 辻 琢也 氏

(3) その他継続して取り組んでいる広報等

① 住民説明、関係機関・団体等への広報

地域づくり懇談会（地区公民館単位の座談会）、関係機関・各種団体等への概要説明並びに意見交換会などを行っています。

各種基準制定（＝例規整備）等に関することや、窓口・手続き変更等に関することなどについて、関係団体等への説明会や意見交換会を継続して行います。

② パンフレットの作成・配布

市役所（本庁舎・駅南庁舎・各総合支所等）の窓口に備え付け、来訪者へ配布するほか、地域づくり懇談会、関係機関・各種団体等への説明会・意見交換会などで配布しています。

（平成 27 年 10 月～）（鳥取市公式ウェブサイトからダウンロードができます。）

③ とっとり市報

特集記事のほか、毎月「**中核市お知らせコーナー**」を設けて広報しています。

号	内容
平成 26 年 7 月号	鳥取市は「中核市」をめざします
平成 27 年 5 月号	平成 30 年 4 月 鳥取市は「中核市」に

7月号	【特集】平成30年4月 鳥取市は「中核市」に
8月号	(1) 中核市をめざす背景
9月号	(2) 保健所の仕事と役割
10月号	(3) 県から市へ移譲される事務
11月号	中核市移行パンフレット(4P)折込
	(4) 中核市『鳥取市』の誕生まで
12月号	(5) 中核市になるとどう変わる？〔福祉分野①〕 障害者手帳の交付をよりスムーズに、ほか
	(6) 中核市になるとどう変わる？〔福祉分野②〕 民生委員の人数決定ときめ細かな活動の展開、ほか
平成28年 1月号	【特集】鳥取市が保健所を設置します
2月号	(7) 中核市になるとどう変わる？〔保健衛生分野①〕 妊娠期からの母子保健サービスを一元化
	(8) 中核市になるとどう変わる？〔保健福祉分野②〕 精神保健サービスの充実、ほか
3月号	(9) 中核市になるとどう変わる？〔保健福祉分野③〕 食の安全指導などを実施
4月号	(10) 中核市になるとどう変わる？〔保健福祉分野④〕 犬・猫などの動物愛護・管理のサービスを一元化
5月号	(11) 中核市になるとどう変わる？〔保健福祉分野⑤〕 衛生・環境に関するさまざまな届け出などを受付
6月号	(12) 中核市移行に向けた具体的なスケジュール 中核市移行職員研修会を開催
7月号	(13) 中核市になるとどう変わる？〔環境分野①〕 産業廃棄物に関する指導など市が担当します
8月号	(14) 中核市になるとどう変わる？〔環境分野②〕 大気汚染状況を監視し、情報提供します
9月号	(15) 中核市になるとどう変わる？〔都市計画・まちづくり分野①〕 屋外広告業の登録を行います、ほか
10月号	【特集】中核市移行をめざして
11月号	(16) 中核市になるとどう変わる？〔都市計画・まちづくり分野②〕 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を行います
	(17) 中核市になるとどう変わる？〔教育分野①〕 教職員の研修を市独自のカリキュラムで実施
12月号	(18) 中核市移行シンポジウムを開催
平成29年 1月号	(19) 中核市になるとどう変わる？〔教育分野②〕 重要文化財の保護に向けた管理の充実
2月号	【特集】平成30年4月 中核市移行へ
	(20) 外部監査制度の導入

④ 鳥取市公式ウェブサイト (※ 主なもの)

- 「前進！中核市へ」(動画：市長が紹介)
- 保健所の設置にあわせて「健康づくりと子育ての総合支援の拠点」の整備
- 中核市移行をめざす「懸垂幕」を設置しています
- 中核市移行『ミニのぼり旗』を設置しています

- 鳥取市の中核市移行 職員研修会を開催しました
 - 鳥取市「中核市移行シンポジウム」を開催！
 - 山陰東部圏域の未来へ向かって発展するまち〔連携中枢都市圏〕
 - 中核市への移行に関するQ&A
 - 「鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会」「鳥取市中核市移行推進本部会議」「鳥取市保健所設置検討委員会」の会議資料 など
- ⑤ ケーブルテレビ等による広報
市長出演、静止画によりお知らせ。
日本海テレビ「鳥取市政の窓」
～ (仮題)鳥取市は中核市へ～ ※ 市長出演ほか (H29. 3. 20 放映予定)
- ⑥ 「すご!うさぎ」の活用による広報
市役所の封筒、配布資料、職員の名刺などに表示することにより
広報しています。(平成 27 年 10 月～)
- ⑦ 懸垂幕による広報
市民・事業者とともに気運を醸成するため、
第二庁舎へ設置しています。(平成 27 年 10 月～)
- ⑧ モニター (画像放映) による広報
市役所本庁舎・駅南庁舎の待合所のモニターへの画像放映により広報しています。
(平成 27 年 11 月～)



(4) 県東部4町における住民説明会

鳥取県では、東部地区4町(岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)に係る保健所業務を市へ委託することについて、市及び各町と連携し、住民説明会を開催されました。

市の担当職員も出席し、説明・対応しました。

地域	日時	会場	参加者数
岩美町	10月24日(月) 19:00~20:00	岩美町役場 3階大会議室	48名
若桜町	10月29日(土) 13:30~14:30	若桜町公民館 集会室	22名
智頭町	10月25日(火) 19:00~20:00	保健医療福祉総合センター ほのぼのひだまりホール	20名
八頭町	10月15日(土) 13:30~14:30	郡家保健センター 研修室	19名

※ 参加者には、住民、町議会議員、福祉・生活衛生関係団体等関係者を含む。